

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）

（注）下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
官総 1－1 5 官公 1 9 5 課総 2－ 2 課個 4－ 7 課資 1－ 4 課法 3－ 2 課酒 1－ 4 課消 1－1 1 徴管 1－ 1 徴徴 1－1 6 平成 17 年 3 月 1 日 平成 21 年全部改正 （ 改正 平成22年官公60 改正 平成23年官公27 改正 平成24年官公62 改正 平成27年官公62 改正 平成28年官公 1 改正 令和元年官公 1－16 改正 令和 3 年官公 1－72 改正 令和 4 年官公 1－15 ） 各 国 税 局 長 殿 沖縄国税事務所長 国 税 庁 長 官 （ 官 印 省 略 ） 申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針） 標題のことについては、下記のとおり定めたので、平成17年4月1日以降はこれにより適正に取り扱われたい。 記 （目的） 申告書等の閲覧については、法令等により定められたものではないが、「財務省設置法」（平成11年法律第95号）第19条に規定された国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資するため、行政サービスとしてこれを実施することとし、その事務処理要領を定めるものである（本事務運営指針において、当該行政サービスを「申告書等閲覧サービス」という。）。 なお、本事務処理要領により行う申告書等閲覧サービスは、<u>「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）</u>に規定する保有個人情報の開示請求制度とは異なるものであるが、同法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の規定を踏まえ、納税者又はその代理人から当該納税者に係る申告書等の閲覧申請を受けた場合の対応について、当該納税者及び第三者の個人情報（個人番号を含む。）を保護する見地から必要な措置を講ずるものである。	官総 1－1 5 官公 1 9 5 課総 2－ 2 課個 4－ 7 課資 1－ 4 課法 3－ 2 課酒 1－ 4 課消 1－1 1 徴管 1－ 1 徴徴 1－1 6 平成 17 年 3 月 1 日 平成 21 年全部改正 （ 改正 平成22年官公60 改正 平成23年官公27 改正 平成24年官公62 改正 平成27年官公62 改正 平成28年官公 1 改正 令和元年官公 1－16 改正 令和 3 年官公 1－72 改正 令和 4 年官公 1－15 ） 各 国 税 局 長 殿 沖縄国税事務所長 国 税 庁 長 官 （ 官 印 省 略 ） 申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針） 標題のことについては、下記のとおり定めたので、平成17年4月1日以降はこれにより適正に取り扱われたい。 記 （目的） 申告書等の閲覧については、法令等により定められたものではないが、「財務省設置法」（平成11年法律第95号）第19条に規定された国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資するため、行政サービスとしてこれを実施することとし、その事務処理要領を定めるものである（本事務運営指針において、当該行政サービスを「申告書等閲覧サービス」という。）。 なお、本事務処理要領により行う申告書等閲覧サービスは、<u>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）</u>に規定する保有個人情報の開示請求制度とは異なるものであるが、同法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の規定を踏まえ、納税者又はその代理人から当該納税者に係る申告書等の閲覧申請を受けた場合の対応について、当該納税者及び第三者の個人情報（個人番号を含む。）を保護する見地から必要な措置を講ずるものである。

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）

（注）下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
（別添） 申告書等閲覧サービスの実施について 第 1 （省 略） 第 2 申告書等閲覧サービスの事務処理要領 申告書等閲覧サービスの事務処理については、次により実施する。 なお、申告書等閲覧サービスの実施に当たっては、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）及び「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することに留意する。 1 （同 左） 2 申告書等閲覧サービスの対象文書 申告書等閲覧サービスの対象とする申告書等は、次に掲げる行政文書（e-Taxにより提出されたものを含む。）とする。 なお、原則として、税務署及び業務センター室（以下「センター」という。）の庁舎内で保管している申告書等を閲覧に供することとするが、申告書等を作成するために不可欠であると認められる場合には、集中簿書庫等で保管する申告書等についても閲覧に供して差し支えない。 ①～⑨ （省 略） （注） （省 略） 3 （省 略） 4 本人確認及び代理権限の確認等 （省 略） （1）閲覧申請者が納税者等の場合 （省 略） （注1）・（注2） （省 略） （注3） 共同で提出された相続税申告書については、共同で提出した納税者全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は共同提出した納税者の一部から閲覧申請がなされた場合で、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状（実印（届出印）が押印されたもの（以下同じ）。）及び印鑑登録証明書又は日本政府の在	（別添） 申告書等閲覧サービスの実施について 第 1 （同 左） 第 2 申告書等閲覧サービスの事務処理要領 申告書等閲覧サービスの事務処理については、次により実施する。 なお、申告書等閲覧サービスの実施に当たっては、「<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年法律第58号。以下「<u>行政機関個人情報保護法</u>」という。）及び「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することに留意する。 1 （同 左） 2 申告書等閲覧サービスの対象文書 申告書等閲覧サービスの対象とする申告書等は、次に掲げる行政文書（e-Taxにより提出されたものを含む。）とする。 なお、原則として、税務署及び業務センター室（<u>仮称</u>。以下「センター」という。）の庁舎内で保管している申告書等を閲覧に供することとするが、申告書等を作成するために不可欠であると認められる場合には、集中簿書庫等で保管する申告書等についても閲覧に供して差し支えない。 ①～⑨ （同 左） （注） （同 左） 3 （同 左） 4 本人確認及び代理権限の確認等 （同 左） （1）閲覧申請者が納税者等の場合 （同 左） （注1）・（注2） （同 左） （注3） 共同で提出された相続税申告書については、共同で提出した納税者全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は共同提出した納税者の一部から閲覧申請がなされた場合で、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状（実印（届出印）が押印されたもの（以下同じ）。）及び印鑑登録証明書又は日本政

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）

（注）下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
外公館が発行した署名証明書（申請日前30日以内に発行されたものに限る。以下、併せて「印鑑証明」という。）の添付がある閲覧申請書の提出があったときに限り、当該申告書全体の閲覧に応ずることとし、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合には、閲覧申請者及び委任状等を添付した納税者に係る情報と認められる部分（<u>個人情報保護法第76条</u>に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。）のみの閲覧を認める。 なお、各納税者が各別に提出した相続税申告書については、当該申告書を提出した納税者からの閲覧申請に限り、閲覧を認める。 （注4）～（注8） （省 略） (2) 閲覧申請者が代理人の場合 （省 略） イ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（納税者が個人である場合に限る。） <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第3項</u>に規定する書類（戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条第1項）又は登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項）で申請日前30日以内に発行されたものに限る。） （注） 上記法定代理人については、委任状及び印鑑証明の提出は要しない。 ロ～ホ （省 略） （注1） 共同で提出された相続税申告書について代理人から閲覧申請がなされた場合には、共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明が添付されている閲覧申請書の提出がされた場合に限り、当該申告書全体を閲覧させることとし、共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合は、委任状及び印鑑証明を添付した納税者に係る情報と認められる部分（<u>個人情報保護法第76条</u>に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。）のみ閲覧に供する。 （注2）～（注4） （省 略） 5 （省 略） 6 閲覧の実施に際しての留意事項 (1) 閲覧申請受付時における他の手続の教示 閲覧申請の目的をよく確認し、例えば、金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等に使用する場合など、納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に該当しないときは、申告書等閲覧サービスによる閲覧は認めない。この場合は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項の規定に基づく納税証明制度（納税額用、所得金額用）を教示する。 また、<u>個人情報保護法第76条</u>の規定に基づく開示請求の申出がなされた場合には、総務課に	府の在外公館が発行した署名証明書（申請日前30日以内に発行されたものに限る。以下、併せて「印鑑証明」という。）の添付がある閲覧申請書の提出があったときに限り、当該申告書全体の閲覧に応ずることとし、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合には、閲覧申請者及び委任状等を添付した納税者に係る情報と認められる部分（<u>行政機関個人情報保護法第12条</u>に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。）のみの閲覧を認める。 なお、各納税者が各別に提出した相続税申告書については、当該申告書を提出した納税者からの閲覧申請に限り、閲覧を認める。 （注4）～（注8） （同 左） (2) 閲覧申請者が代理人の場合 （同 左） イ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（納税者が個人である場合に限る。） <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第14条第3項</u>に規定する書類（戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条第1項）又は登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項）で申請日前30日以内に発行されたものに限る。） （注） 上記法定代理人については、委任状及び印鑑証明の提出は要しない。 ロ～ホ （同 左） （注1） 共同で提出された相続税申告書について代理人から閲覧申請がなされた場合には、共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明が添付されている閲覧申請書の提出がされた場合に限り、当該申告書全体を閲覧させることとし、共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合は、委任状及び印鑑証明を添付した納税者に係る情報と認められる部分（<u>行政機関個人情報保護法第12条</u>に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。）のみ閲覧に供する。 （注2）～（注4） （同 左） 5 （同 左） 6 閲覧の実施に際しての留意事項 (1) 閲覧申請受付時における他の手続の教示 閲覧申請の目的をよく確認し、例えば、金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等に使用する場合など、納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に該当しないときは、申告書等閲覧サービスによる閲覧は認めない。この場合は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項の規定に基づく納税証明制度（納税額用、所得金額用）を教示する。 また、<u>行政機関個人情報保護法第12条</u>の規定に基づく開示請求の申出がなされた場合には、

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）

（注）下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
引き継ぐ。なお、同法に基づく開示請求については、原則として、開示請求手数料が必要であること、写しの交付には手続上日数を要すること、法人に係る申告書又は死亡した個人が生前に提出した申告書等は、いずれもそのほとんどが開示請求の対象とならないことなどに留意する。 (2)～(5) （省 略） 7 （省 略） 別 表 （省 略） （別紙） （省 略） （様式1－1） （省 略） （様式1－2） （省 略） （様式2） （省 略）	総務課に引き継ぐ。なお、同法に基づく開示請求については、原則として、開示請求手数料が必要であること、写しの交付には手続上日数を要すること、法人に係る申告書又は死亡した個人が生前に提出した申告書等は、いずれもそのほとんどが開示請求の対象とならないことなどに留意する。 (2)～(5) （同 左） 7 （同 左） 別 表 （同 左） （別紙） （同 左） （様式1－1） （同 左） （様式1－2） （同 左） （様式2） （同 左）